

鹿島市公衆無線LANサービス利用規約

(サービスの内容)

第1条 サービス利用可能エリアにおいて、利用者が用意したWi-Fi接続機能を有する通信機器等を、鹿島市（以下、「市」という。）が用意した無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

(利用者の資格)

第2条 市は、本規約に同意した利用者に対して、本サービスを利用する資格を付与する。

(利用料等)

第3条 本サービスの利用料は、無料とする。

2 本サービスを利用するために必要な通信機器等は、利用者が準備するものとする。

(履歴情報等の利用目的等)

第4条 市は、本サービスの利用時間帯、利用方法、利用環境（利用に際しての各種設定情報なども含む。）、利用者のIPアドレス、端末の個体識別情報（MACアドレス）の情報等（以下「履歴情報等」という。）を、利用者が本サービスを利用し、又はホームページを閲覧した際に取得する。また、取得した情報は1年間保存するものとする。

2 市は、利用者の履歴情報等を市が提供している本サービスの内容を充実し、改善し、又は新たなサービスを提供するための分析等を行う目的で利用するものとする。

(禁止事項)

第5条 利用者が、本サービスを利用する際、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは市の財産を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか他の利用者若しくは市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 本サービスの提供又は他の利用者による本サービスの利用を妨害し、又はそれらに支障をきたす行為
- (5) 本サービスを再販売、賃貸する等本サービスそのものを営利の目的とする行為
- (6) 法令又は公序良俗に反する行為
- (7) その他市が不適切と判断する行為

(免責)

- 第6条 市は、本サービス内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- 2 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、市は、一切責任を負わないものとする。
 - 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
 - 4 本サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。本サービス接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、市は、一切責任を負わないものとする。
 - 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市は、一切の責任を負わないものとする。
 - 6 市は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。
 - 7 市は、本サービスの仕様に関する問合せには一切対応しないものとする。
 - 8 利用者が、本サービスを利用してアップロード又はダウンロードした情報又はファイルに関連して、何らかの損害を被った場合又は何らかの法的責任を負う場合においては、自己の責任においてこれを処理し、市は、一切の責任を負わないものとする。
 - 9 市は、利用者に対し本サービスを間断なく提供する義務を負うものではなく、本サービスが何らかの理由により利用者に対し提供されなかった場合においても、市は、そのことにより利用者 に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

- 第7条 市が必要と認める場合、市は、予告なく本サービスの機能を中止し又は終了することができる。なお、中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、市は一切の責任を負わないものとする。
- 2 利用者が本規約に定める事項に違反した場合、市は、なんら通知を行うことなく本サービスの利用を中止させることができる。

(本規約の変更)

- 第8条 市は、利用者の承諾を得ることなく、又は予告することなく本規約を変更することができる。

(損害賠償)

- 第9条 利用者が本規約に違反した結果、市が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するも

のとする。

(法令等の遵守)

第10条 利用者は、本サービスの利用に際し、本規約に加え、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約又は本サービスに関連して市と利用者間で紛争が生じた場合、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、平成27年4月1日から施行する。